資　料

洞爺湖町議会令和４年３月会議
議　案　説　明　資　料

澤　田　英　雄　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町入江１４５番地１

氏　　名　　澤　田　英　雄（さわ　だ　ひで　お）

生年月日　　昭和３７年１１月１２日生（５９歳）

学　　歴　　昭和５６年　３月　　北海道立伊達高等学校卒業

職　　歴　　昭和５６年　４月　　農　業（現在に至る。）

公 職 歴　　平成２８年　４月～現在に至る　　洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等　　昭和６２年　４月　　虻田町４Ｈクラブ部長
　　平成　７年　４月　　とうや湖農協青年部長
　　平成２６年　４月　　入江地区農事組合組合長（現在に至る。）

青　山　晴　重　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町月浦９２番地

氏　　名　　青（あお）　山（やま）　晴（はる）　重（しげ）

生年月日　　昭和２５年　５月３０日生（７１歳）

学　　歴　　昭和４４年　３月　　北海道立伊達高等学校卒業

職　　歴　　昭和４４年　４月　　農　業（現在に至る。）

公 職 歴　　平成１４年　７月～平成１７年７月　　虻田町農業委員会委員
　　平成１９年　３月～現在に至る　　洞爺湖町農業委員会委員
　　平成　４年　４月～平成１８年３月　　虻田町体育指導員
　　平成１８年　６月～平成２２年３月　　洞爺湖町体育指導員
　　平成２４年　８月～現在に至る　　洞爺湖町公害対策審議会委員
　　平成２８年１１月～現在に至る　　洞爺湖町民生委員児童委員

団体歴等　　昭和５０年　４月　　月浦自治会役員（現在に至る。）

田　中　恭　一　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町花和２０４番地１

氏　　名　　田（た）　中（なか）　恭（きょう）　一（いち）

生年月日　　昭和３７年　３月１５日生（５９歳）

学　　歴　　昭和５７年　３月　　酪農学園短期大学卒業

職　　歴　　昭和５７年　４月　　酪農研修
　　昭和６０年　３月　　農業に従事（現在に至る。）

団体歴等　　平成２９年　１月　　とうや湖農協酪農振興会会長（現在に至る。）
　　平成２９年　１月　　とうや湖農協生乳共販委員会会長（現在に至る。）
　　令和　２年　１月　　花和自治会役員（現在に至る。）

大　西　俊　則　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町川東６番地５

氏　　名　　大（おお）　西（にし）　俊（とし）　則（のり）

生年月日　　昭和３５年３月３日生（６２歳）

学　　歴　　昭和５７年　３月　　札幌商科大学卒業

職　　歴　　昭和５９年　４月　　農　業（現在に至る。）

公 職 歴　　平成３１年　４月～現在に至る　　洞爺湖町農業委員会委員
　　昭和６０年　４月～現在に至る　　西胆振行政事務組合洞爺湖消防団員

団体歴等　　平成１０年　４月　　とうや湖農協水稲生産部会長
　　平成２６年　４月　　とうや湖農協水稲生産部会長
　　平成１０年　４月　　とうや湖農協トマト・メロン部会長
　　平成３０年　４月　　川東自治会役員（現在に至る。）

佐　伯　昌　彦　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町洞爺町４１７番地

氏　　名　　佐（さ）伯（えき）　昌（まさ）　彦（ひこ）

生年月日　　昭和３０年３月１９日生（６６歳）

学　　歴　　昭和５３年　３月　　千葉大学園芸部園芸学科卒業

職　　歴　　昭和５５年　４月　　農　業（現在に至る。）
平成１２年　５月　　有限会社ピュアフーズとうや代表取締役社長
（現在に至る。）
平成１７年　６月　　株式会社マルタ代表取締役社長
令和　元年　６月　　株式会社マルタ代表取締役会長
令和　３年　６月　　株式会社マルタ代表取締役会長退任

公 職 歴　　平成　８年　２月～現在に至る　　北海道農業士
平成１７年　４月～平成２３年３月　北海道食の安全・安心委員会委員
平成３０年　６月～現在に至る　　農林水産省食料・農業・農村審議会
果樹・有機部会委員
平成２９年　４月～現在に至る　　農林水産省未来につながる農業推
進コンクール審査委員

団体歴等　　平成　７年　４月　　とうや湖農協そ菜連絡振興協議会会長
平成　７年　４月　　とうや湖農協セルリー振興協議会会長
平成１４年　４月　　胆振管内指導農業士・農業士会会長

星　博明氏経歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町成香６４番地

氏　　名　　星（ほし）　博（ひろ）　明（あき）

生年月日　　昭和３４年　２月　２日生（６３歳）

学　　歴　　昭和５２年　３月　　北海道立倶知安農業高等学校卒業

職　　歴　　昭和５２年　４月　　農　業（現在に至る。）

公 職 歴　　平成２６年　２月～平成２８年２月　　洞爺湖町まちづくり審議会委員
　　平成２８年　４月～現在に至る　　洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等　　平成　９年　４月　　洞爺村立成香小学校ＰＴＡ会長
　　平成２５年　４月　　成香自治会役員

菊　地　哲　也　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町成香４６４番地

氏　　名　　菊（きく）　地（ち）　哲（てつ）　也（や）

生年月日　　昭和４９年　２月２２日生（４８歳）

学　　歴　　平成　４年　３月　　とわの森三愛高等学校酪農経営科卒業

職　　歴　　平成　４年　５月　　株式会社自遊館勤務
　　平成　４年　９月　　同社退社
　　平成　４年　９月　　有限会社斉藤エム店勤務
　　平成１９年　３月　　同社退社
　　平成１９年　４月　　農　業（現在に至る。）

団体歴等　　平成２５年　４月　　洞爺湖町立洞爺高等学校ＰＴＡ会長
　　平成２７年　４月　　洞爺湖町立とうや小学校ＰＴＡ会長
　　平成３１年　４月　　とうや湖農協馬鈴薯部会副会長（現在に至る。）

毛　利　政　則　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町香川２９番地５

氏　　名　　毛（もう）　利（り）　政（まさ）　則（のり）

生年月日　　昭和３４年　１月１１日生（６３歳）

学　　歴　　昭和５２年　３月　　北海道立倶知安農業高等学校卒業

職　　歴　　昭和５２年　４月　　農　業（現在に至る。）

公 職 歴　　平成２１年　４月～平成２４年３月　洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等　　平成１８年　４月　　とうや湖農協理事
　　平成２１年　４月　　とうや湖農協洞爺地区担当理事
　　令和　元年　４月　　香川自治会役員（現在に至る。）

西　岡　正　雄　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町香川５番地

氏　　名　　西（にし）　岡（おか）　正（まさ）　雄（お）

生年月日　　昭和３９年　１月１８日生（５８歳）

学　　歴　　昭和５７年　３月　　北海道立倶知安高等学校卒業

職　　歴　　昭和５７年　４月　　農　業（現在に至る。）

公 職 歴　　平成２０年　４月～平成２２年３月　洞爺湖町社会教育委員
　　平成２６年　８月～現在に至る　　洞爺湖町公害対策審議会委員
　　平成２３年１２月～平成２５年３月　洞爺湖町地域福祉計画策定委員会委員
　　平成２８年　４月～現在に至る　　洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等　　平成１１年　４月　　とうや湖農協青年部長
　　平成２５年　４月　　大原自治会役員（現在に至る。）

村　上　正　弘　氏　経　歴

住　　所　　虻田郡洞爺湖町洞爺町５７番地２

氏　　名　　村（むら）　上（かみ）　正（まさ）　弘（ひろ）

生年月日　　昭和２７年　３月２４日生（６９歳）

学　　歴　　昭和４５年　３月　　北海道立虻田商業高等学校卒業

職　　歴　　昭和４５年　３月　　伊藤ハム栄養食品株式会社入社
昭和４６年　４月　　同社退社
昭和４６年　５月　　森永商事株式会社入社
昭和５０年　４月　　同社退社
昭和５１年　４月　　洞爺村役場奉職
平成１８年　３月　　洞爺湖町役場奉職
平成２４年　３月　　同役場退職

公 職 歴　　平成２４年　７月～現在に至る　　洞爺湖町廃棄物減量等推進審議会委員
平成２４年１０月～平成２６年１０月　洞爺湖町洞爺地区振興策検討委員会委員
平成２６年　４月～現在に至る　　洞爺湖町人権擁護委員
平成２８年　４月～現在に至る　　洞爺湖町農業委員会委員

団体歴等　　平成１０年　４月　　洞爺第１自治会役員（現在に至る。）

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ｱ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ｲ)　略 イ及びウ　略	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴及び⑵　略 ⑶　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 (ｱ)　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 (ｲ)　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ｳ)　略 イ及びウ　略
（部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　略	（部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　略

⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等） 第２２条　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第２３条　任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　職員に対する育児休業に係る研修の実施 ⑵　育児休業に関する相談体制の整備 ⑶　その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置	⑵　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

洞爺湖町文化財施設条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（入館料）
第８条　入館料は、無料とする。

第９条～第１１条　（略）</td><td>（入館料）
第８条　文化財施設に入館する場合は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、町民が入館する場合は無料とする。

（入館料の減免）
第９条　教育長は、特別の事情があると認めたときは入館料を減額し、又は免除することができる。

（入館料の還付）
第１０条　既に納付した入館料は還付しない。ただし、特別な事情がある場合は規則で定めるところにより、全部又は一部を返還することができる。

第１１条～第１３条　（略）

別表（第８条関係）
入江・高砂貝塚館及び虻田郷土資料館入館料
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">入館料</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>大人</th><th>小中学生</th></tr>
<tr><td>一般</td><td>１５０円</td><td>１００円</td><td rowspan="3">１　１人１回発売当日に限り有効。
２　団体は１５人以上について適用する。
３　入館料は貝塚館、郷土資料館共通とする。</td></tr>
<tr><td>団体</td><td>１００円</td><td>５０円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第44号　財産の無償貸付

【土地】

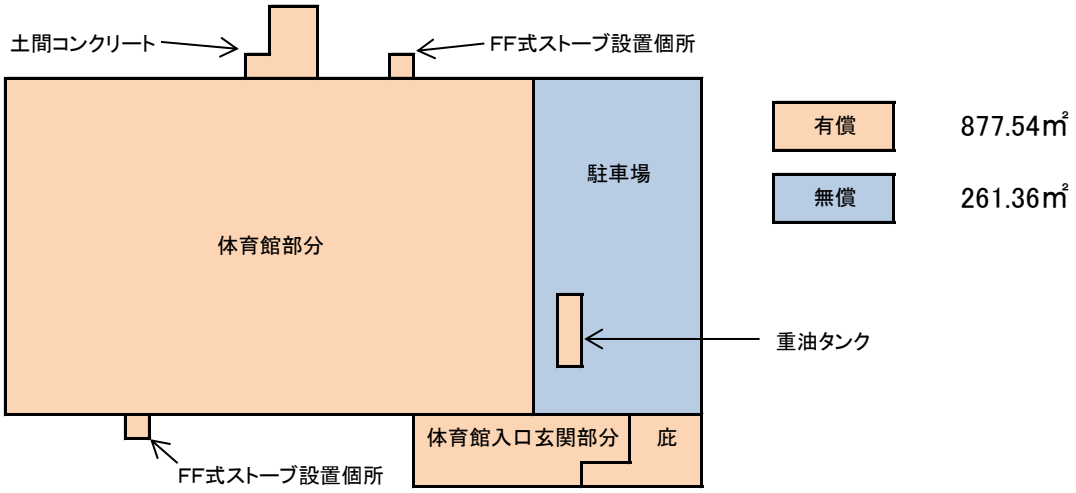

【建物】

1階

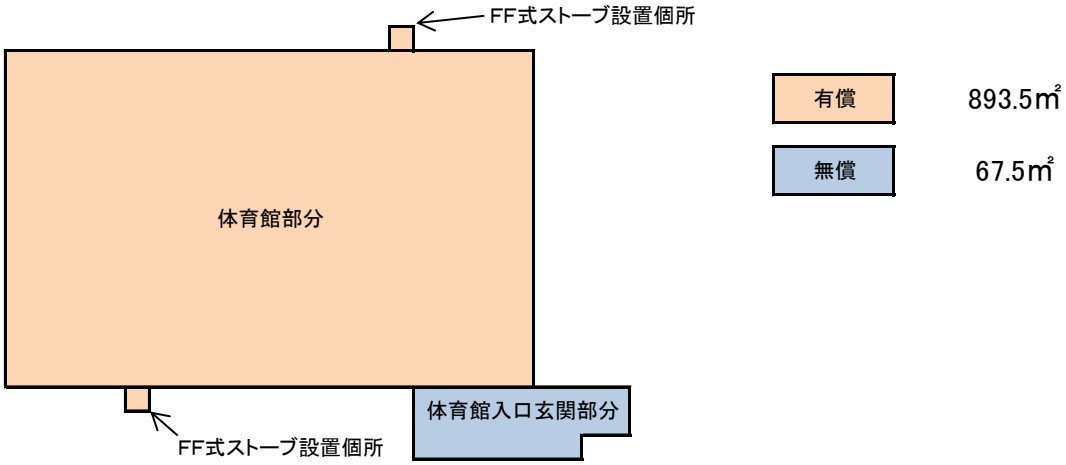
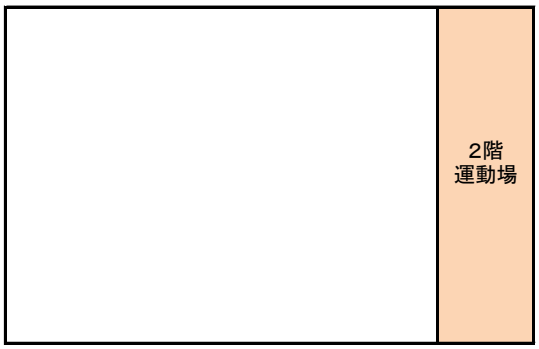
2階